

長野県上伊那広域水道用水企業団職員就業規程

〔平成18年6月20日〕  
規程第4号

企業団職員の勤務時間及び休暇等に関しては、当分の間、伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成18年条例第31号）の適用を受ける伊那市長の事務部局の職員の例による。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

